

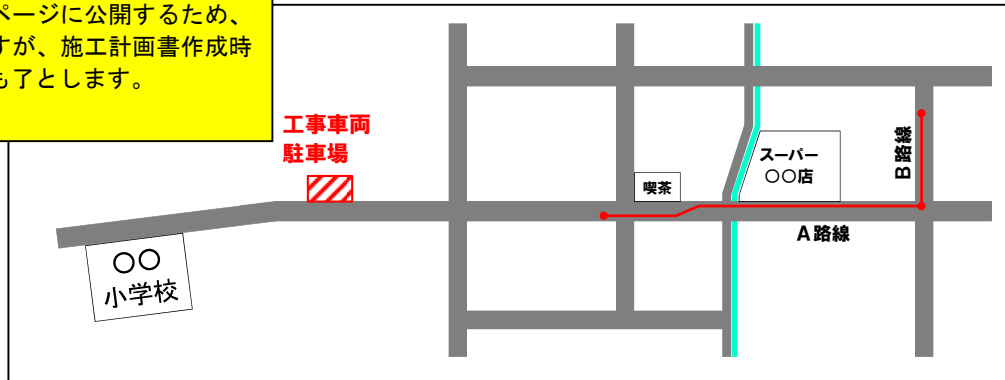
### 3) 仮設備計画

#### 7) 共通仮設備

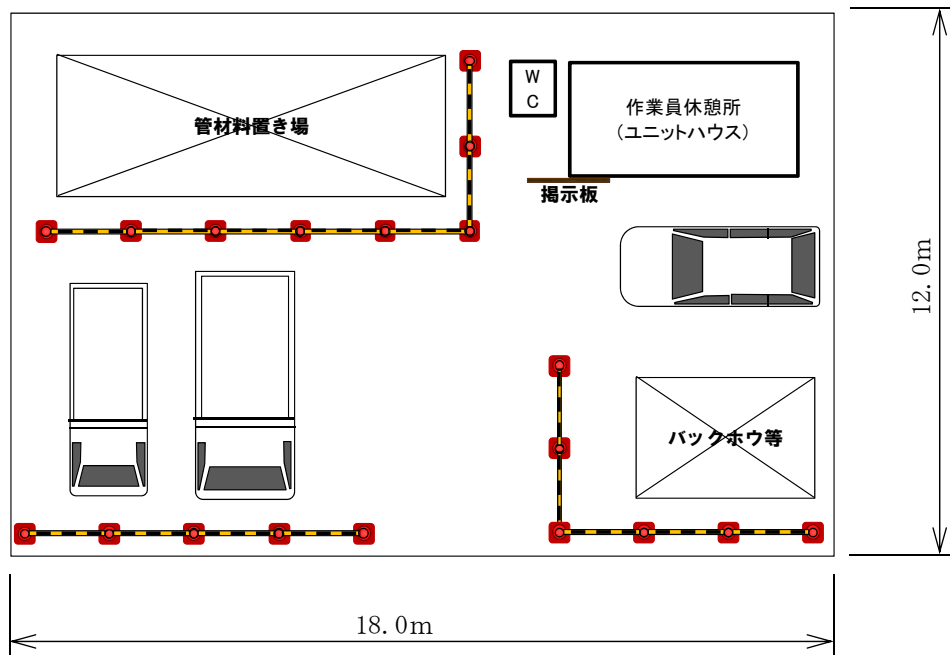
施工場所から約100m離れた空き地を借地して工事車両用駐車場（兼 管材料置き場）を設け、バックホウ、ダンプトラック等を駐車するほか、作業員休憩所と管材料を保管します。  
防護砂、再生砕石等の石材類は大津市〇〇地先の当社資材置き場から現場に搬入します。  
また、現場発生土、アスファルト殻も資材置き場に仮置き後、指定の処分場へ搬出します。

※ 詳細は（14）再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法に記載

この手引きはホームページに公開するため、位置図を書いています。施工計画書作成時は、地図等を用いても可とします。



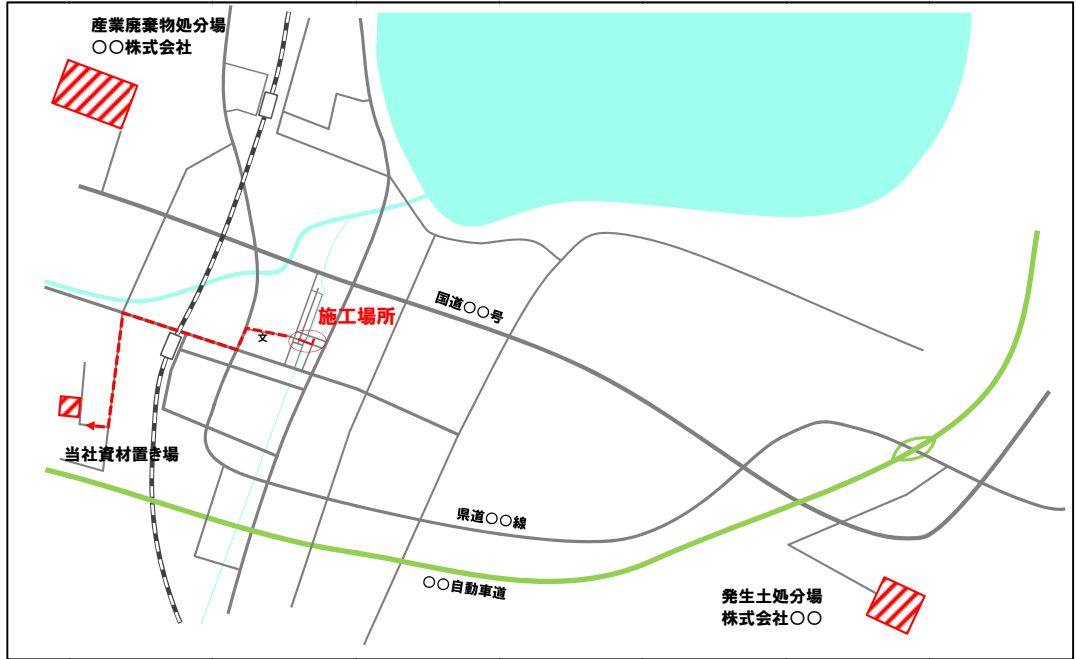
工事車両用駐車場（兼 管材料置き場）配置図



借地契約書

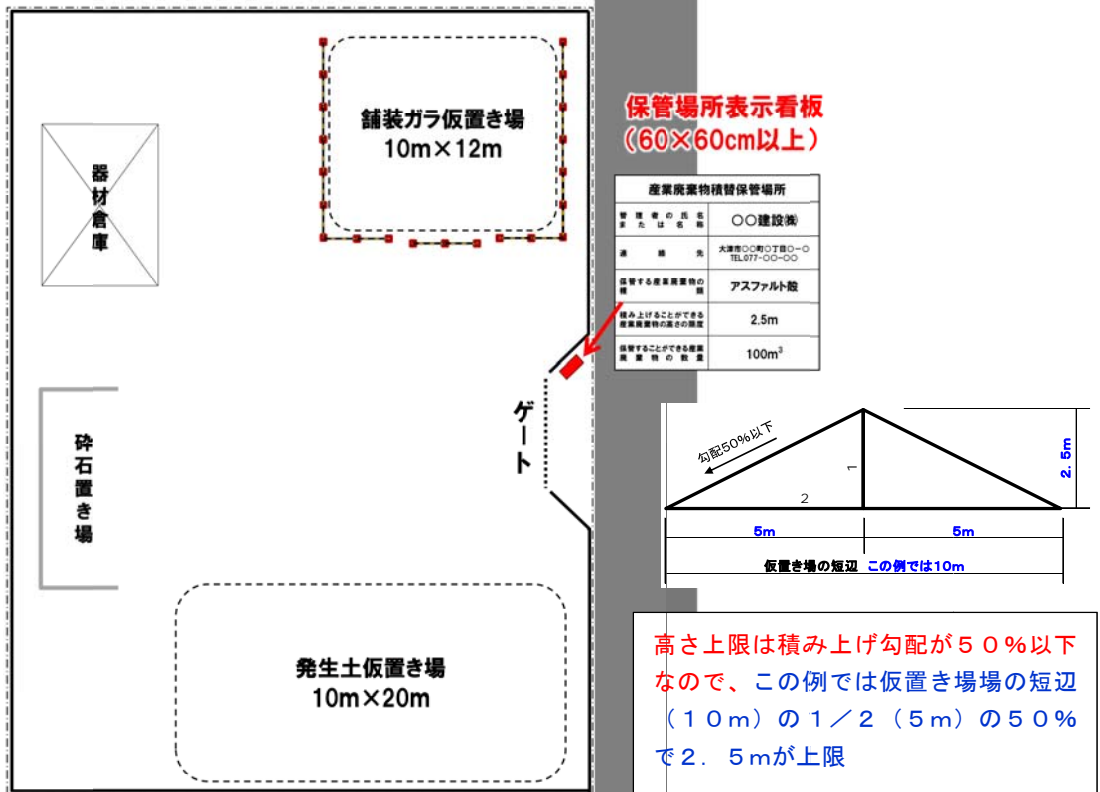
(写し)を添付

当社資材置き場位置図（大津市〇〇町〇〇番地）



当社資材置き場にアスファルト舗装ガラと発生土を仮置きした後、処分場へ搬出します。  
 仮置きの際に、発生土とガラが混ざらないよう下記の配置図のように置き場を分離します。  
 産業廃棄物である舗装ガラ置き場はバリケードで囲い、仮置き範囲を限定するとともに、**産業廃棄物の仮置き場所であることを表示するため、看板を設置します。**

工所用仮囲い



## イ) 土留工

既設～No.6の区間は掘削深が1.5mを越えるため、土留を行います。ただし、これ以外の区間でも、崩壊性の高い地山を確認した際に、速やかに土留めができるよう常に土留め資材を現場に用意しておきます。

土留め材として、**アルミ矢板 (W=333mm L=2.5m)**、アルミ製腹起し (110×130mm : Z = 120cm<sup>3</sup>)、切梁として水圧サポートを使用します。

矢板は、地盤の崩壊等の変調がない限り、GL. -1.4m掘り進んだ段階で設置し、掘削に合わせて根入れが20cm以上になるよう圧入していきます。また、腹起し、切梁は下図の位置に設置します。**(別添：安定計算書)**

なお、直管を吊降ろす際に、標準的な切梁設置位置では吊降ろの支障となるため、添付の強度計算書で安全を確認した位置に盛替用の切梁を設置します。

図-1 腹起し設置位置

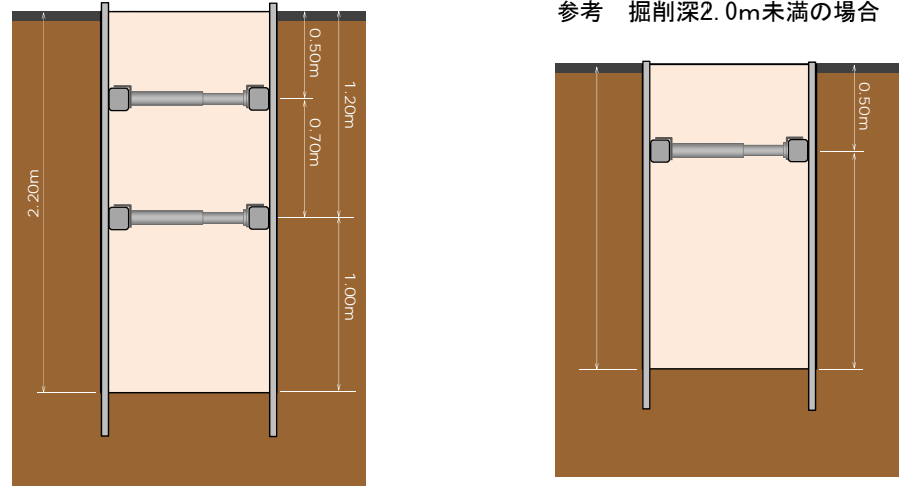


図-2 切梁設置位置

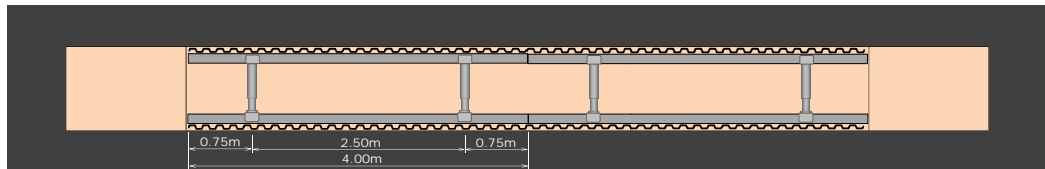
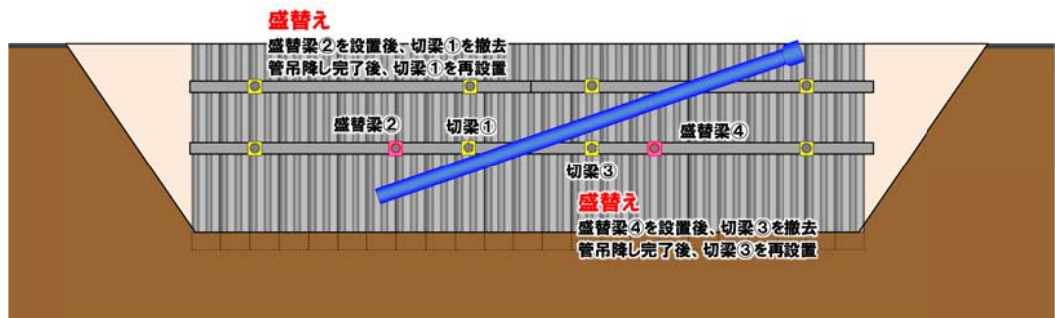
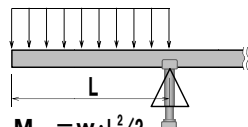


図-3 切梁盛替



$w = 00 \text{ kN/m}$



$$M_{\max} = w \cdot L^2 / 2$$

$$\sigma_a \geq M_{\max} / Z$$

左の計算式により、腹起し材の許容応力度  $\sigma_a$  以下に収まる  $L$  の値を把握した上で、盛り替えを行う。

ウ) 水替え工

測点No. ○～○の間は地下水位以下まで掘削するため、φ50mmの水中ポンプによる水替えを行います。その際、床付け面に極力、水がまわらないようにつば掘りをして、水中ポンプを設置します。台数は、湧水量に応じて増設していきます。

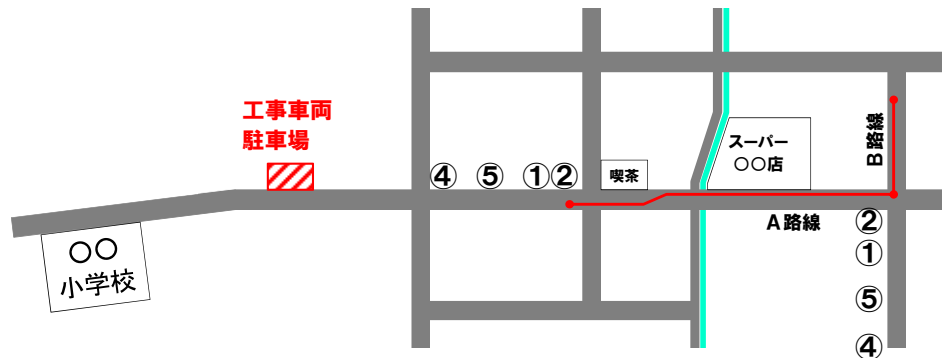
イ) 仮設備（安全管理）

工事標示板等を下記の位置に設置し、工事内容、工事の時期や施工者などの工事情報をお知らせします。

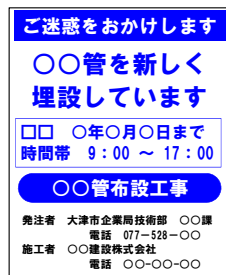
オ) 仮設備（安全管理）

工事標示板等を下記の位置に設置し、工事内容、工事の時期や施工者などの工事情報をお知らせします。

なお、③工事説明看板と⑥徐行看板は、日々の工事規制範囲の前後に設置します。



①工事標示板



②工事情報看板



③工事説明看板



④予告 1



⑤予告 2



⑥徐行



## (8) 施工管理計画

施工管理計画については、設計図書（「大津市水道・ガス施工管理基準」、「大津市水道・ガス工事記録写真撮影基準」、「下水道工事用施工管理基準：滋賀県」、「土木工事施工管理基準運用方針（案）：滋賀県」＜「土木工事施工管理基準及び規格値（案）：近畿地方整備局」、「写真管理基準（案）：近畿地方整備局」＞）等に基づき、その管理方法について記述する。

### 1) 工程管理

ネットワーク、バーチャート等の管理方法のうち、何を使用し管理するかを記述する。

- ・ 日常管理
- ・ 週間・月間管理
- ・ 進捗管理

### 2) 出来形管理

当該工事の出来形管理は、「大津市水道・ガス施工管理基準」等により記述する。

また、該当工種がないものについては、あらかじめ監督職員と協議して定める。

[ 出来形管理計画表 記載例 ]

工種	測定項目	規格値 (適用基準)	社内管理 基準値 (設定する時のみ)	測定基準	測定箇所	摘要
〇〇	〇〇	〇〇 (〇〇基準)	〇〇	測定延長 〇mに 1カ所 No〇と No〇 合計 〇点 など		成果表を 作成す る。平面 図に実測 延長を記 入す る。など
⋮						

(留意点)

- ① 必要な工種が記載されているか。
- ② 施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。
- ③ 不可視部の対応は検討されているか。
- ④ 基準にないものの適用は妥当か（監督職員と協議が必要）。
- ⑤ 適用した基準名が記載されているか。
- ⑥ 社内管理基準値を設定する場合にあたっては、下記の「社内管理基準値の設定について」を参考にすること。

#### \* (参考) 社内管理基準値の設定について

- ・ 出来形管理について、必要に応じ、規格値が定められていない項目についても適切に規格値を設定する。
- ・ 社内管理基準の決定根拠等もあわせて記載する。
- ・ 社内管理基準値が現場の出来形管理に有効に機能するように設定する。  
設定に余裕がありすぎると、有効に機能しない可能性があるので注意する。
- ・ 社内管理基準値が達成できなかった時の対応（原因の究明と対策、対策のフィードバック）を明確に記述する。

### 3) 品質管理

当該工事で行う品質管理の「試験項目」（試験）について、次のような品質管理計画表を作成する。

[ 品質管理計画表 記載例 ]

工種	試験項目	試験方法 (適用基準)	規格値	社内管理 基準値 (設定する時のみ)	測定箇所	適用
〇〇	〇〇試験	〇〇 (〇〇基準)	〇〇	〇〇	〇〇	
⋮						

(留意点)

- ① 必要な工種が記載されているか。
- ② 施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。
- ③ 基準にないものの適用は妥当か（監督職員と協議が必要）。
- ④ 管理方法や処理は妥当か。
- ⑤ 適切な試験方法か。
- ⑥ 適用した基準名が記載されているか。
- ⑦ 社内管理基準値を設定する場合にあたっては、下記の「社内管理基準値の設定について」を参考にすること。

**\* (参考) 社内管理基準値の設定について**

- ・ 品質管理について、必要に応じ、規格値が定められていない項目についても適切に規格値を設定する。
- ・ 社内管理基準の決定根拠等もあわせて記載する。
- ・ 社内管理基準値が現場の品質管理に有効に機能するように設定する。  
設定に余裕がありすぎると、有効に機能しない可能性があるので注意する。
- ・ 社内管理基準値が達成できなかった時の対応（原因の究明と対策、対策のフィードバック）を明確に記述する。

### 4) 写真管理

当該工事の写真管理は、「大津市水道・ガス工事記録写真撮影基準」等により記述する。

[ 写真管理計画表 記載例 ]

工種	項目	撮影箇所及び内容	撮影頻度	備考
〇〇	〇〇状況	幅・深さ・長さ	〇〇m毎	
⋮				

(留意事項)

- ・ 撮影項目、撮影頻度等が工事内容に整合しない場合は、監督職員と協議により追加・削減するものとする。
- ・ 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- ・ 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- ・ 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を添付する。
- ・ 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督職員と協議して取扱を定めるものとする。

5) 段階確認

契約図書（特記仕様書、共通仕様書）及び別途監督職員より指示された段階確認項目についての計画を記述する。

[ 段階確認計画表 記載例 ]

工種	確認項目	確認方法	確認時期 (頻度)	施工予定時期	備考
〇〇	〇〇	現場立会	〇〇完了時	〇月〇旬	
⋮					

6) 立会項目

契約図書（特記仕様書、共通仕様書）及び別途監督職員より指示された立会い項目についての計画を記述する。

[ 立会項目表 記載例 ]

工種	確認項目	確認時期 (頻度)	施工予定時期	備考
〇〇	〇〇	〇〇完了時	〇月〇旬	
⋮				

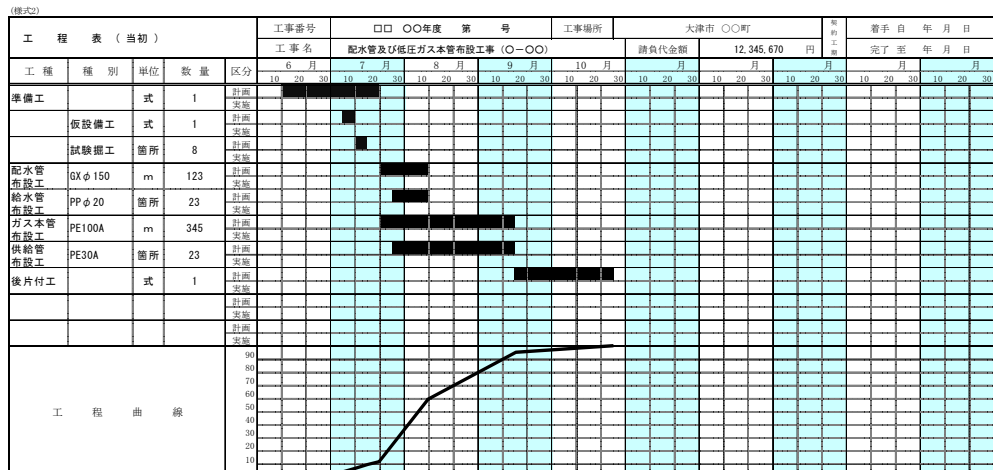
【 記載例 】

(8) 施工管理計画

施工管理計画については、設計図書（「大津市水道・ガス施工管理基準」、「大津市水道・ガス工事記録写真撮影基準」、「下水道工事用施工管理基準：滋賀県」、「土木工事施工管理基準運用方針（案）：滋賀県」）に基づき管理します。

1) 工程管理

日々、各工種の実施作業量を把握し、計画どおりの進捗が維持できるよう人員や機械の配置を検討します。進捗管理は月末に工程曲線を用いて行い、計画より10%以上の遅延があった場合は、その原因を究明し、必要に応じて配置計画または、計画作業量の見直しを行います。



### 2) 出来形管理

出来形は大津市水道・ガス施工管理基準の値の〇〇%を社内管理基準として設定し、出来形管理を行います。また、社内管理基準を上回った場合、その原因を究明した上で、施工段階での測定頻度を増やすなど必要な対策を行います。

出来形管理計画表

章	工種	測定項目	規格値 (mm)	社内基準 (mm)	測定基準	測定箇所	適用
水道・ガス	管布設	土被りh	±50	±30	測点1～測点10 (測点毎) 水路下越し位置		※2 管布設出来形成果表
		寄りW	±100	±60			
水道	給水管布設	延長L※	-0		GX-φ150 L=123m PE100A L=345m		竣工図作成
		土被りh※	±50	±30	設置毎に測定		台帳作成 全数写真
ガス	供給管布設	土被りh※	±50	±30			
水道	仕切弁設置	GLからの深さh	200～800	510～570	設置毎に測定 監督職員による仕切弁キー設置及び操作確認		台帳作成 監督職員による確認
	消火栓 空気弁設置	GLからの深さh	200～400	270～330	設置毎に測定 監督職員によるスタンド等設置及び操作確認		

### 3) 品質管理

出来形は大津市水道・ガス施工管理基準の値の〇〇%を社内管理基準として設定し、出来形管理を行います。また、社内管理基準を上回った場合、その原因を究明した上で、施工段階での測定頻度を増やすなど必要な対策を行います。

品質管理計画表

章	工種	試験項目	試験方法	規格値	社内基準	測定箇所	適用	
水道・ガス	管の接合	ダクタイル鑄鉄管 継手部接合検査	目視 ノギス等による計測	各継手部所定の寸法を満たすこと。 ボルトの締め付けトルクを満たすこと。		すべての継手接合箇所について実施	チェックシートを作成	
		ポリエチレン管 継手部(融着)接合検査	目視 ノギス等による計測	各継手部所定の寸法を満たすこと。 インジケータの隆起等により確認。		すべての継手接合箇所について実施		
	ロケータリング	導通検査	ロケータによる導通確認	探知機による反応に乱れないこと		全線 (50mlに1箇所以上)	監督員立会い	
	表層工	温度の測定	温度計による	初転圧前 110℃以上	現場到着時150℃以上 敷均時140℃以上 初転圧前120℃以上 交通開放時50℃以下		毎日	
		コア密度の測定	舗装試験法便覧	96.5%以上	97.5%以上	測点2(A路線) 測点8(B路線)	コア採取時 監督員立会い	
	在来土	コーン指数 土質材料の工学的分類 自然含水比 土の粒度 液性・塑性限界	締め固め土のコーン指数試験方法 地盤材料の工学的分類方法 土の含水比試験方法 土の粒度試験方法 土の液性・塑性限界試験方法	発生土利用基準による			試験据No.1とNo.6で試験据作業時に試料採取	
	埋戻土工	上層路盤 現場密度の測定	砂置換法(JIS A1214)	96.5%以上	97.5%以上	測点No.1+10m付近 (B路線布設初期段階)		
		下層路盤 現場密度の測定	砂置換法(JIS A1214)	97.0%以上	98.0%以上	測点No.5付近 (A路線布設初期段階)		
	管材	材料検収	契約図書等により指定する規格の確認 保管状況の確認	※工事一般仕様書による	WWWA規格品については日本規格品		入荷時(2回を予定)	監督員立



■品質証明について 【 特記仕様書等で対象とされた場合 】

当工事は、品質証明制度の対象工事であるため、〇〇 〇〇を品質証明員に選任します。  
 監督員の段階確認及び立会いの前と完成後不可視となる〇〇工について品質確認を行います。  
 完成・中間検査の前にも品質確認を行い、施工途中の品質確認と合わせて検査時にその結果を  
 品質証明書として監督員に提出します。【 ※資格証(写)と現場従事経歴書を添付 】

4) 写真管理

写真は天津市水道・ガス工事記録写真撮影基準に基づき、写真管理を行います。また、不可視となる下越した水路の状況について、下越し前、下越し時・埋め戻し時の防護状況等を撮影します。

写真管理計画表

工 種	項 目	撮影箇所及び内容	撮影頻度	備 考	
一般	着手前及び完成写真	着手前 完成後	全景及び部分(測点)各路線ごと 着手前、完成後各1回	同一方向から同一箇所を撮影する。	
材料検取	材料検取	検取実施状況 ・数量 ・形状寸法	搬入時ごと(2回)	立会い状況 工所用材料検査表に記入するもの	
材料管理	材料管理	保管状況	1工事数か所 (搬入後に管材料置き場で撮影)		
品質管理	品質管理	現場密度試験	主要材料の各種試験実施状況 現場測定実施状況	測点No.1+10m, 測点No.5付近	監督員立会い
		舗装材の温度管理		測点毎(No.1~9)	
		コア密度試験		測点2(A路線) 測点8(B路線)	コア採取時監督員立会い
		導通試験		仮復旧完了後	監督員立会い
安全管理	安全管理	設置状況 ・各種標識類 ・各種保安施設 交通整理状況	1工事数か所 (A・B路線)	夜間の保安施設設置状況も撮影する。	
			1工事数か所 (A・B路線と交差点部)		
		安全訓練等の実施状況	実施ごと	毎月初めに実施予定	
		安全パトロール	実施ごと	期間中1回	
仮設	土留工	設置状況 ・打設、引抜き ・支保工 ・部材の形状寸法	測点3付近下越し部		
	水替工	設置状況	適 宜		
管路土工	試験掘工	全工程(掘削、埋戻し、各層転圧)の状況	3箇所1回程度。現場状況により監督員と協議する。	試験掘場所を黒板に明記する。 掘削の幅、深さ、長さの検尺状況を撮影する。 管種、管径、土被り、位置及び隣接管との距離等の検尺状況を撮影する。	
		試験掘状況 ・幅、深さ、長さ ・地下埋設物の種類、位置、深さ	全箇所		
	掘削工	施工状況 ・機械と人力の区分 ・幅、深さ ・基面の状態 ・土質等の判別	測点毎(No.1~9)  地質が変わるごと	伏せ越しがある場合は、全箇所	
	埋戻し工	施工状況 ・機械と人力の区分 ・材質別厚 ・敷均し	測点毎(No.1~9)  No. 3付近下越し部 (施工前・施工後・防護状況など)	 仕上がり厚さがわかるように、黒板に明示し撮影する。	
	産業廃棄物処分工 発生土処分工	受入地状況 ・受入地所在地 ・仮置場 搬出状況 ・運搬経路 ・運搬方法	受入地ごと(許可看板等)  1工事数回 適所ごと(主要幹線道路等) 巨面		

## 5) 段階確認

段階確認は、下表の項目・日程を予定しています。日時が確定ししだい、段階確認書を提出します。

[ 段階確認計画表 ]

工種	確認項目	確認方法	確認時期（頻度）	施工予定時期	備考
上・下層路盤工	締め固め密度	現場立会	測点No. 1+10m付近 (B路線初期段階)	7月中旬	
管布設工	水圧試験	現場立会	配水管布設工完了時	7月下旬	
上・下層路盤工	締め固め密度	現場立会	測点No. 8付近 (A路線初期段階)	8月上旬	
管布設工・給水（供給） 管布設工・埋戻工	基礎工から路盤工 までの作業状況	現場立会	No. 8付近	8月上旬	
管布設工	気密試験	現場立会	ガス管布設工完了時	10月上旬	

## 6) 立会い項目

監督員の立会いは、下表の項目・日程を予定しています。日時が確定ししだい、立会願を提出します。

[ 立会項目表 ]

工種	確認項目	確認時期（頻度）	施工予定時期	備考
管布設工	材料検収	配管材料入荷時	7月上旬 8月下旬	
管布設工	割り丁字管設置状況	測点No. 1	7月中旬	
管布設工	連絡工	既設管接続時	9月下旬	
管布設工	導通試験	管布設工完了時	10月上旬	
仮復旧工	コア採取状況	仮復旧完了時	10月上旬	

## (9) 安全管理

安全管理に必要なそれぞれの責任者や安全管理についての活動方針について記述する。

また、事故発生時における関係機関や被災者宅等への連絡方法や救急病院等についても記述する。  
記述が必要な項目は次のとおり。

### 1) 工事安全管理対策

- ① 安全管理組織（安全協議会の組織等も含む）
- ② 危険物を使用する場合は、保管及び取り扱いについて
- ③ その他必要事項

### 2) 第三者施設安全管理対策

- ① 家屋、商店街等の第三者施設と近接して工事を行う場合の対策
- ② 水道、ガス、電気、電話等の占用物件と近接して工事を行う場合の対策
- ③ 鉄道、他管理者の施設と近接して工事を行う場合の対策

### 3) 工事安全教育及び訓練についての活動計画

毎月行う安全教育・訓練の内容を記述する。

(留意点)

- ① 安全管理組織において、労働安全衛生法で定められた責任者に応じて、各々記載する。
- ② 関係法令、指針を参考に記述する。
- ③ 作業主任者の配置が必要な作業については、作業名及び作業主任者の氏名等を記述する。

※ 参考 主な法令等は以下のとおり

- ・労働安全衛生法
- ・土木工事安全施工技術指針
- ・建設機械施工安全技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）
- ・建設機械施工安全マニュアル

#### 一般土木工事等共通仕様書（滋賀県）より抜粋

##### 1-1-26 工事中の安全確保

1. 請負人は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成13年3月29日）、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長平成6年11月1日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」および「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事に用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負人を拘束するものではない。
2. 請負人は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水および水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
3. 請負人は、工事箇所およびその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
4. 請負人は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
5. 請負人は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
6. 請負人は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域およびその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
7. 請負人は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーションおよび現場周辺的美装化に努めるものとする。
8. 請負人は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
  - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
  - (2) 当該工事内容等の周知徹底
  - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
  - (4) 当該工事における災害対策訓練
  - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
  - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
9. 請負人は、工事の内容に応じた安全教育および安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。
10. 請負人は、安全教育および安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。
11. 請負人は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、漁港管理者、労働基準監督署等の関係者および関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
12. 請負人は、工事現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
13. 監督職員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、請負人を指名した場合には、請負人はこれに従うものとする。
14. 請負人は、工事における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
15. 災害発生時においては、第三者および作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に通知しなければならない。
16. 請負人は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。
17. 請負人は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置については占用者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
18. 請負人は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

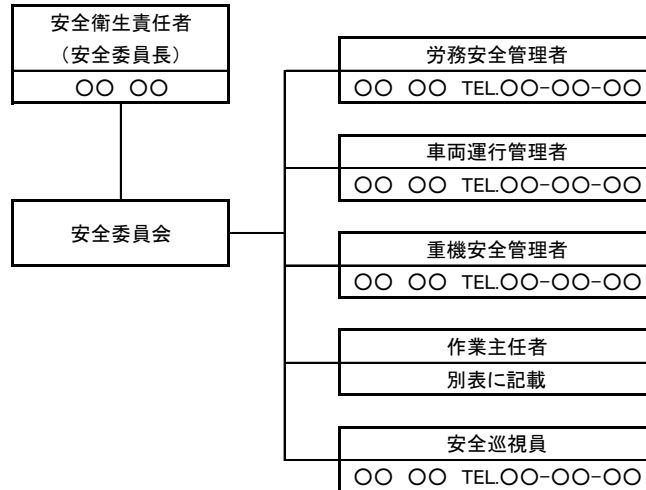
【 記載例 】

(9) 安全管理

安全管理に必要なそれぞれの責任者や安全管理に関する活動方針は下記のとおりです。

1) 工事安全管理対策

安全管理組織



2) 第三者施設安全管理対策

- ①作業範囲、安全通路を明確にするため、バリケードや三角コーンで仕切ります。また、重機の旋回範囲と十分な離隔が取れない箇所については、見張り員を配置し、第三者施設を損傷しないよう注意して施工します。
- ②水路下越し部（測点〇〇付近）を掘削する際には、試験掘で確認した土被りー20cmになった時点から人力掘削に切替え、水路に損傷を与えないよう注意して施工します。また、管布設後の埋戻し時には水路下は特に入念に転圧を行います。  
 なお、露出した水路の状況や埋め戻し時の状況写真を撮影します。

3) 工事安全教育及び訓練についての活動計画

当現場への新規入場時や作業内容を変更した場合は、次の項目に関しての安全管理教育を行います。教育終了後も安全な行動が定着するまで、巡視等で点検します。

- ① 工事標識・バリケード等の保安設備の点検整備
- ② 交通法規の遵守
- ③ ヘルメット着用の徹底
- ④ 施工方法・作業手順
- ⑤ 重機やタンパ等の機械類の災害防止対策及び点検の徹底
- ⑥ 現場の整理整頓の励行
- ⑦ 現場組織の説明・緊急時連絡方法

【安全管理活動】

名 称	場 所	参加予定者	内 容	頻 度
朝礼	現場	現場作業従事者全員	当日の作業手順・体操等	毎日
KY活動	現場	現場作業従事者全員	当日の危険予知等	毎日
安全巡視	現場	安全巡視員	現場内・周辺の監視・安全確保	毎日
新規入場者教育	事務所	新規入場者	工事及び現場に関する規則の説明	随時
⋮	⋮			

(10) 緊急時の体制及び対応

大雨、強風等の異常気象又は地震、水質事故、工事事象などが発生した場合に対する組織体制及び連絡系統を記述する。

【 記載例 】

(10) 緊急時の体制及び対応

万が一、災害・事故等が発生した場合は、次に示す順序に従い対策を講じます。

第1段階 事故発生（発見）後直ちに

- 人命救助及び二次災害の防止を最優先事項とし、事故現場で「人命救助」、「復旧」、「警戒」等を指示する。なお、緊急を要する場合は下記の措置を取る。
- ① 「119番」、「110番」に通報し、救急車、消防車、パトカー等の出動を要請する。
  - ② ガス管、水道管、電気線、電話線などの切断、交通量の多い幹線道路を封鎖した場合は、上記の通報と同時に、施設管理者（企業局、関西電力、NTT西日本等）に連絡をする。
  - ③ 自社に連絡し、応援要請を行う。

第2段階 事第1段階措置と同時、または措置後直ちに

↓ 事故現場の現状を保存（立ち入り禁止措置等）する。

第3段階 第1～2段階の措置後速やかに

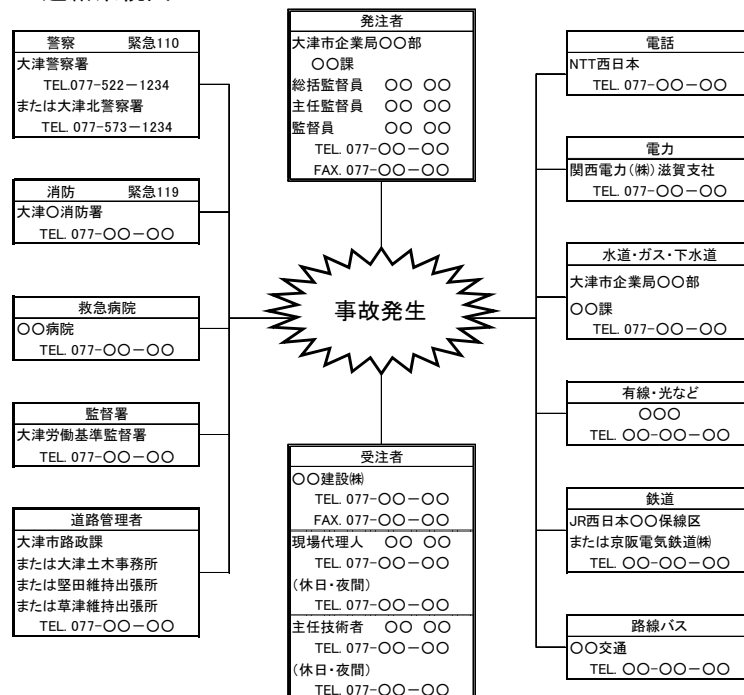
事故及び災害の発生状況、事故の程度を把握するため現地確認、関係者からの事情聴取を行い、監督職員へ口頭で連絡する。

また、警察、労働基準監督署、消防、施設管理者及び関係先からの現地調査、事情聴取に対応する。

緊急時は次の系統図により、連絡を行います。

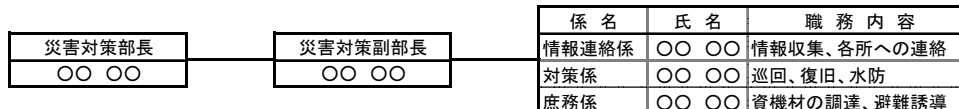
なお、系統図は現場事務所及び工事現場内に掲示します。

連絡系統図



大雨や強風等の異常気象で、災害や事故発生の危険性がある場合は下記の組織で警戒体制に入り、必要に応じて現場パトロールを実施します。

### 災害対策組織



## (11) 交通管理

工事に伴う交通処理及び交通対策について一般土木工事等共通仕様書第1編1-1-32（交通安全管理）によって記述する。

迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通誘導警備員等の配置について記述する。

また、具体的な保安施設配置計画、市道及び出入口対策、主要材料の搬入・搬出経路、積載超過運搬防止対策等について記述する。

### 一般土木工事等共通仕様書（滋賀県）より抜粋

#### 1-1-32 交通安全管理

1. 請負人は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約約款第28条によって処置するものとする。
2. 請負人は、工事用車両による土砂、工食用資材および機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
3. 請負人は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工食用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督職員に提出しなければならない。なお、請負人は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。
4. 請負人は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者および所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線および道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）、工事現場における標示施設等の設置基準（平成20年3月滋賀県土木交通部）、道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、対策を講じなければならない。
5. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、請負人の責任において使用するものとする。
6. 請負人は、特記仕様書に他の請負人と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する請負人と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
7. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。請負人は、毎日の作業終了時および何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
8. 工事の性質上、請負人が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
9. 請負人は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示および関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。
10. 請負人は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、監督職員および関係官庁に通知しなければならない。
11. 請負人は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官庁に通知しなければならない。
12. 請負人は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

## 直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領

建設省技調発第一六一号・営監発第三二号 平成五年七月一九日

### 1 目的

本要領は、今般の道路交通法の改正に伴い、建設省直轄工事現場から過積載と疑わしいダンプトラック等の排除の一層の徹底を図るために必要な措置を緊急に講じ、以って適正かつ円滑な工事の実施に資することを目的とする。

### 2 対象工事

今後、発注するものを含めて、全ての建設省直轄工事を対象とする。なお、3(1)については、総点検期間の初日(平成五年七月二一日)までに請負契約の締結が完了しており、総点検期間中(平成五年七月二一日から七月三〇日まで)に施工中の工事に限る。

### 3 過積載防止対策として実施する事項

#### (1) 現場総点検の実施

平成五年七月二一日から七月三〇日までの間において、過積載と疑わしい車両を監督職員が現場において確認したときは、直ちに当該請負業者に対して改善の指導を行い、期日(概ね二日以内)を設定し、当該期日までに改善結果を文書で報告させる。この場合、報告を受ける者は原則として主任監督員とする。

#### (2) 現場説明の充実

過積載防止に関する指導事項を徹底させるため、現場説明においては過積載に関する事項を読み上げる等、指名業者に対し確実に周知を図る。

なお、現場説明を既に廃止している地建等にあつては、別途、周知方策等を工夫する。

#### (3) 請負業者への指導の徹底

##### 1) 施工計画書への記載の確認

現場説明時の指導事項に関する請負業者の対策が、施工計画書に記載されているか確認する。なお、記載されていない場合は、記載するよう指導する。

##### 2) 安全協議会等における周知

安全協議会等において、職員(原則として副所長、営繕工事においては工務課長等)から、過積載防止の取り組みを促す。なお、近隣の都道府県土木建築事務所等とも連携を図る等、より実効ある周知方策を工夫する。

##### 3) 日常の監督業務における指導

日常の監督業務を通じて、過積載と疑わしい車両を現場において確認したときは、直ちに当該請負業者に対し改善の指導を行い、期日(概ね二日以内)を設定し、該当期日までに改善結果を文書で報告させる。この場合、報告を受ける者は原則として主任監督員とする。

#### (4) 建設副産物に係わる再生資源の利用の促進と適切な積算の実施

「再生資源の利用の促進について」(平成三年一〇月二五日付 建設省技調発第二四三号)の主旨を徹底する。

## 【 記載例 】

### (11) 交通管理

#### 1) 土砂及び舗装ガラ運搬に関する交通安全

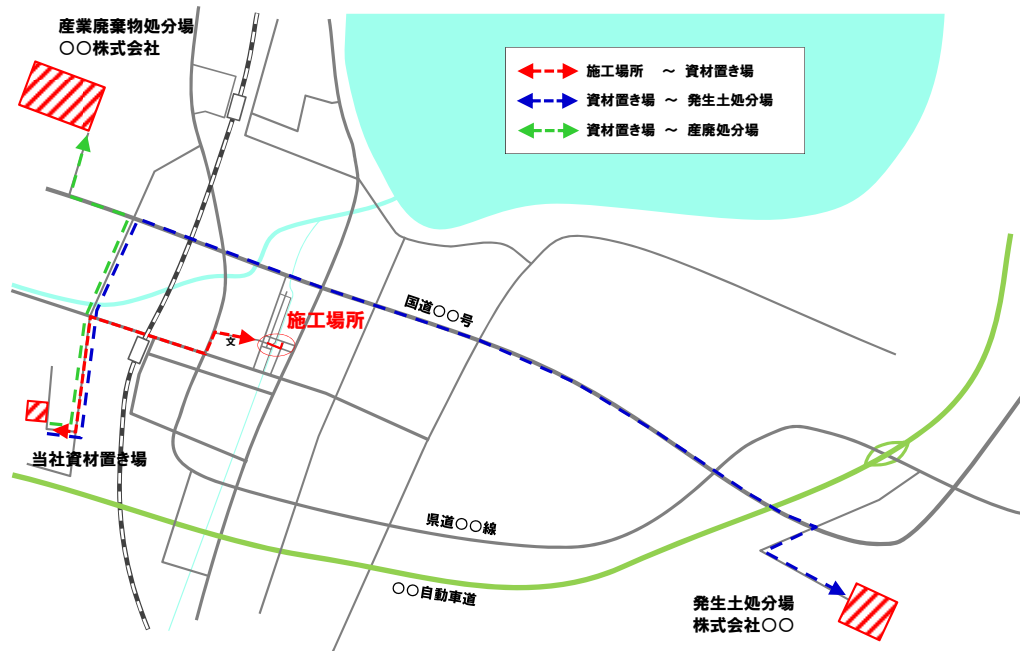
現場発生土や路盤材、アスファルト舗装ガラは施工現場⇄当社資材置き場間を2 t ダンプ及び4 t ダンプで運搬します。

仮置きした現場発生土とアスファルト舗装ガラを指定の処分地へ搬出は、10 t ダンプで行います。

運搬作業時間は午前9時から午後5時までとし、運搬に際しては、車両運行管理者が運転手の体調確認とともに、制限速度や一旦停止等の交通法規の遵守を運転手に徹底します。

なお、現場～仮置き場～処分地までの運搬経路は下図のとおりです。





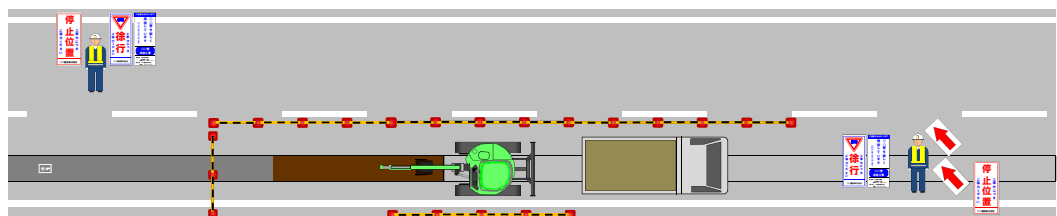
2) 交通誘導警備員の配置

交通誘導警備員は、工事区間の前後に2名配置します。また、交差点（十字路）付近を施工する際は、工事区間前後と交差する道路に各1名、合計4名を配置し、一般車両と歩行者の安全確保に努めます。

3) 安全施設の配置

工事区間は、三角コーン等で囲い規制範囲を明確にします。また、バックホウの旋回範囲は約50cmの余裕を持たせて、バックホウの両側に三角コーンを設置します。

また、前述【(7) - 3) - エ) 仮設備】の工事表示板の他、交通規制の前後に工事説明看板と徐行看板を設置します。 ※道路使用許可申請の交通処理図等を添付



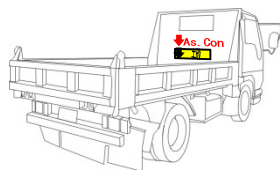
4) 過積載防止対策

車両への過積載を防止するため、新規入場者教育時または朝礼時に、車両運転手及び重機オペレーターにその主旨の徹底を図ります。

また、運搬用ダンプには積載可能高さを明示したマグネットシートを貼り、容易に過積載の有無が判断できるようにします。

土砂：平ボディの嵩高まで

As、Conガラ：嵩高+20cmまで



5) その他安全対策上の措置

当工事区間は○○小学校の通学経路でもあることから、工事着手前に○○小学校に交通規制の方法について十分説明を行うと共に、交通誘導警備員だけでなく作業員全員に、特に下校時間帯の児童の安全確保を徹底させます。



## (12) 環境対策

工事現場地域の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として、環境保全対策について関係法令に準拠して次のような項目の対策計画を記述する。

- 1) 騒音、振動対策
- 2) 水質汚濁
- 3) ゴミ、ほこりの処理
- 4) 事業損失防止対策（家屋調査、地下水観測等）
- 5) 産業廃棄物の対応
- 6) その他

### 【 記載例 】

#### (12) 環境対策

工事現場地域の生活環境の保全と環境保全を目的に下記の対策を実施します。

- 1) 重機やダンプトラックのアイドリングストップを励行します。作業中は空ぶかしや急発進・急停止、バケットの揺さぶり等、騒音や振動の発生原因となる行為をしないよう指導し、徹底させます。
- 2) 重機への給油やグリスアップの際に水路等に油脂類が流出しないよう指導し、徹底させます。
- 3) 道路側溝に土砂等が落ちないように、グレーチングのある箇所については、コンパネで覆います。
- 4) 各家庭の生垣等の庭木に近接して施工する際は、重機の排ガスが直接庭木にかからないよう、シートを庭木にかぶせて防護します。

⋮

その他、現場環境に応じた対策について記述する。

## (13) 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して、次のような項目の計画を記述する。

- 1) 仮設備関係
- 2) 営繕関係
- 3) 安全関係
- 4) 地域とのコミュニケーション
- 5) イメージアップ対策の内容と期間
- 6) その他

### 【 記載例 】

#### (13) 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備として、工事車両駐車場内に設置する作業員休憩所には、水洗トイレ、エアコンや冷水器を設置します。

⋮

その他、作業環境に応じた対策について記述する。

(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

再生資源利用の促進に関する法律に基づき、次のような項目について記述する。

- 1) 再生資源利用計画書
- 2) 再生資源利用促進計画書
- 3) 指定副産物搬出計画

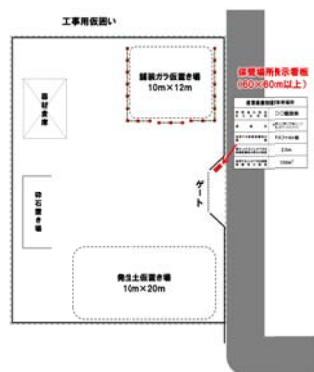
添付書類：

- ①建設廃棄物処理委託契約書（写し）
- ②産業廃棄物収集運搬の許可（写し）
- ③産業廃棄物処分業の許可（写し）
- ④運搬経路図
- ⑤産業廃棄物事業場外保管届書（写し）※ ※仮置き場が300㎡以上の場合

【 記載例 】

(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

現場から発生するアスファルトコンクリート塊は、**当社管理**の資材置き場で仮置き（積み替え保管）した後、〇〇株式会社（〇〇市〇〇町〇〇番）に搬出します。なお、仮置き場は120㎡をバリケードで囲い、敷地入り口に**保管場所表示看板（60cm×60cm以上）**を設置します。



産業廃棄物積替保管場所	
管理者の氏名 または名称	〇〇建設(株)
連絡先	大津市〇〇町〇丁目〇-〇 TEL.077-〇〇-〇〇
保管する産業廃棄物の種類	アスファルト殻
積み上げることができる産業廃棄物の高さの限度	2.5m
保管することができる産業廃棄物の数量	100m <sup>3</sup>

再生資源利用計画書

再生資源利用促進計画書

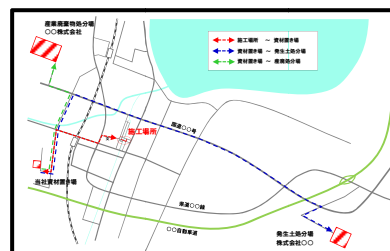
建設廃棄物処理委託契約書

建設廃棄物処分業の許可

建設廃棄物収集運搬の許可

産業廃棄物事業場外保管届書  
※仮置き場が300㎡を越える場合

運搬経路図



※ 舗装切断時に基準量を越える泥水が発生する場合は、建設汚泥の契約書・経路図も添付

(15) その他

その他重要な事項について、必要により記述する。

- 1) 官公庁への手続き（警察、市町村等）
- 2) 保険加入等
- 3) 地元への周知
- 4) 休日作業等
- 5) 創意工夫等

【 記載例 】

(15) その他

施工に先立ち必要な申請及び届出書類の写しを添付します。

工事カルテの登録書（写し）

道路占用許可書、道路使用許可書（写し）

建設発生土受入承諾書（写し）

特定建設作業実施届出書（写し）  
※振動ローラ等対象機械を使用する場合

一括（または単独）有期事業開始届（写し）

請負業者賠償責任保険（写し） ※第三者対象

組立保険（火災保険）（写し） ※工事目的物対象

技術力の発揮・創意工夫・社会性等に関する実施状況  
技術力の発揮・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

⋮

その他、契約図書で規定された必要な届出等